

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会 花巻市実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会花巻市実行委員会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、花巻市において開催される第 71 回国民体育大会及び第 16 回全国障がい者スポーツ大会（以下「両大会」という。）に関し必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針及び総合企画に関すること。
- (2) 両大会開催に必要な施設及び設備等の整備に関すること。
- (3) 両大会実行委員会、関係競技団体その他関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他両大会開催準備に必要な事業に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 本会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 競技団体及びその他関係体育団体の代表
- (2) 関係機関及び関係団体の代表
- (3) 学歴経験を有する者
- (4) 市の関係職員
- (5) その他会長が特に必要があると認める者

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2 名

(役員の選任)

第 6 条 会長は、花巻市長をもって充てる。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、本会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時の機関及び団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、重要な事項に参与する。
- 5 顧問及び参与の任期は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 専門委員会
- (3) 部会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会開催の基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 専門委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他本会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、当該議事につき代理人をして表決を委任した者は、出席委員とみなす。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、総会から委任された専門的事項について、調査、審議、決定し、その結果を総会に報告する。
- 3 第8条第1項の規定は、専門委員において準用する。
- 4 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の承認を得て、会長が別に定める。

(部会)

第13条 専門委員会は、さらに運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会は、会長が委嘱した部会委員をもって構成する。
- 3 部会は、専門委員会から委任された専門的事項について、調査、審議、決定し、その結果を専門委員会に報告する。
- 4 第8条第1項の規定は、部会委員においても準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項で轻易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の運営に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第17条 本会の事業報告及び収支決算については、監事の監査を経なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。

第8章 補則

(会長への委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成25年8月7日から施行する。

2 本会の設立当初の会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この会則は、公益財団法人日本体育協会平成25年度第5回理事会において、第71回国民体育大会冬季大会の開催地が岩手県に決定された日から施行する。